



鳥取県公報

平成17年12月26日(月)
第7749号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (942) (西部総合事務所県民局)	1
	土地改良区の役員の就退任 (943) (西部総合事務所農林局)	1
	保安林の指定の解除予定 (944) (森林保全課)	3
	土砂災害警戒区域の指定 (2件) (945・946) (治山砂防課)	3
公 告	公の施設の指定管理者の指定 (福祉保健課)	6
	公の施設の指定管理者の指定 (公園自然課)	7
調達公告	一般競争入札の実施 (行政経営推進課)	7

告 示

鳥取県告示第942号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年2月14日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年12月26日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人コミュニケーション支援センター ふくろう
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
下垣 彰則
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市法勝寺町110
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、聴覚に障害がある人およびその人が生活する社会に対して、コミュニケーション支援等の事業を行い、聴覚障害者・聴覚障害児も安心して暮らせる社会にすることを目的とする。

鳥取県告示第943号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大谷溜池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年12月26日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

理事 坂 田 奉 明 西伯郡大山町中高422
" 大 江 清 司 西伯郡大山町野田40
" 金 田 恵 實 西伯郡大山町長田145
" 高 虫 栄 西伯郡大山町莊田640
" 来 海 定 一 西伯郡大山町莊田92
" 鳥 橋 幸 人 西伯郡大山町妻木577
" 深 田 光 章 西伯郡大山町妻木681
" 種 田 紀 秋 西伯郡大山町安原144
" 諸 遊 壤 司 西伯郡大山町安原126
" 勝 部 晃 西伯郡大山町富岡24
" 石 原 貞 次 西伯郡大山町保田13
" 谷 野 豊 西伯郡大山町平田93
" 古 川 正 志 西伯郡淀江町大字今津321
" 王 島 正 昭 西伯郡淀江町大字今津379 - 3
" 小 島 保 西伯郡淀江町大字淀江968 - 1
" 橋 井 俊 西伯郡淀江町大字淀江690 - 15 - 1

平成15年5月21日退任

監事 汐 田 博 西伯郡大山町妻木522
" 山 根 朗 義 西伯郡大山町平田92

平成16年5月29日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 岡 田 聰 西伯郡大山町神原192 - 1
" 水 鴨 弘 文 西伯郡大山町野田41
" 金 田 恵 實 西伯郡大山町長田145
" 田 中 満 信 西伯郡大山町莊田74
" 綾 木 正 仁 西伯郡大山町莊田670
" 鳥 橋 幸 人 西伯郡大山町妻木577
" 遠 藤 有 章 西伯郡大山町妻木968
" 種 田 紀 秋 西伯郡大山町安原144
" 諸 遊 壤 司 西伯郡大山町安原126
" 谷 野 透 西伯郡大山町富岡21
" 長谷川 俊 一 西伯郡大山町保田10
" 谷 野 勝 利 西伯郡大山町平田97
" 古 川 正 志 西伯郡淀江町大字今津321
" 王 島 正 昭 西伯郡淀江町大字今津379 - 3
" 足 立 新一郎 西伯郡淀江町大字淀江983

” 林 原 義 男 西伯郡淀江町大字淀江725
平成15年5月22日就任 任期4年

監 事 汐 田 博 西伯郡大山町妻木522

” 山 根 朗 義 西伯郡大山町平田92
平成16年5月30日就任 任期4年

鳥取県告示第944号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1(1) 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字三徳字海老谷頭940の4、940の6、940の7
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2(1) 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字三徳字海老谷頭940の8、940の9
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第945号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
なめら谷川（ - 2 - 1 - 7 - 2）、福井田川（ - 2 - 1 - 7 - 5）、ひじや谷川（ - 2 - 1 - 7 - 6）、養郷谷川（ - 2 - 1 - 7 - 7）、露谷川（ - 2 - 1 - 7 - 8）、中山谷川（ - 2 - 1 - 7 - 9）、娯都気川（ - 2 - 1 - 7 - 10）、娯都谷川（ - 2 - 1 - 7 - 11）、八葉寺川（ - 2 - 1 - 7 - 12）、清水平川（ - 2 - 1 - 7 - 13）、東村内川（ - 2 - 1 - 7 - 14）、紙屋谷川（ - 2 - 1 - 7 - 15）、早稲谷川（ - 2 - 1 - 7 - 16）、孫坂川（ - 2 - 1 - 7 - 17）、澄谷川（ - 2 - 1 - 7 - 18）、今西川（ - 2 - 1 - 7 - 19）、谷奥川（ - 2 - 1 - 7 - 20）、桧原川（ - 2 - 1 - 7 - 21）、勝部川（ - 2 - 1 - 7 -

22)、北空谷川 (- 2 - 1 - 7 - 23)、見生寺谷川 (- 2 - 1 - 7 - 24)、竹内谷川 (- 2 - 1 - 7 - 25)、鳴滝川 (- 2 - 1 - 7 - 26)、千竜寺川 (- 2 - 1 - 7 - 27)、大空谷川 (- 2 - 1 - 7 - 28)、川積川 (- 2 - 1 - 7 - 29)、しゃく谷川 (- 2 - 1 - 7 - 31)、不動谷川 (- 2 - 1 - 7 - 32)、河原谷川 (- 2 - 1 - 7 - 33)、小畑谷川 (- 2 - 1 - 7 - 34)、日置川 (- 2 - 1 - 7 - 35)、小畑南谷川 (- 2 - 1 - 7 - 37)、小畑北谷川 (- 2 - 1 - 7 - 38)、早牛川 (- 2 - 1 - 7 - 39)、早牛南谷川 (- 2 - 1 - 7 - 40)、早牛北谷川 (- 2 - 1 - 7 - 41)、大塚谷川 (- 2 - 1 - 7 - 42)、西村谷川 (- 2 - 1 - 7 - 43)、坂ノ谷川 (- 2 - 1 - 7 - 44)、柳谷川 (- 2 - 1 - 7 - 45)、大竹山谷川 (- 2 - 1 - 7 - 46)、引地川 (- 3 - 2 - 7 - 30)、露谷谷川 (- 2 - 1 - 7 - 1)、上露谷南谷川 (- 2 - 1 - 7 - 3)、山田谷川 (- 2 - 1 - 7 - 4)、神前谷川 (- 2 - 1 - 7 - 5)、楠根南谷川 (- 2 - 1 - 7 - 6)、下露谷谷川 (- 2 - 1 - 7 - 8)、谷奥川 (- 2 - 1 - 7 - 9)、水当川 (- 2 - 1 - 7 - 10)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

夏泊地区 (- 298)、青谷地区 (- 299)、東町第2地区 (- 300)、東町地区 (- 301)、赤尾谷地区 (- 302)、西町地区 (- 303)、下露谷地区 (- 304)、下善田A地区 (- 305)、下善田B地区 (- 306)、上善田A地区 (- 307)、奥崎A地区 (- 308)、養郷地区 (- 309)、奥崎B地区 (- 310)、大坪地区 (- 311)、下蔵内地区 (- 312)、蔵内B地区 (- 313)、早牛地区 (- 314)、山根A地区 (- 315)、山根B地区 (- 316)、山根C地区 (- 317)、河原A地区 (- 318)、河原B地区 (- 319)、小畑B地区 (- 320)、小畑地区 (- 321)、小畑C地区 (- 322)、吉川地区 (- 323)、亀尻地区 (- 324)、川積A地区 (- 325)、山田A地区 (- 326)、山田B地区 (- 327)、川積B地区 (- 328)、北河原地区 (- 329)、神崎地区 (- 330)、八葉寺A地区 (- 331)、八葉寺B地区 (- 332)、田原谷地区 (- 333)、紙屋A地区 (- 334)、紙屋B地区 (- 335)、紙屋C地区 (- 336)、楠根A地区 (- 337)、楠根B地区 (- 338)、澄水地区 (- 339)、引地地区 (- 340)、今西地区 (- 341)、桑原地区 (- 342)、長和瀬B地区 (- 343)、長和瀬地区 (- 344)、丸山地区 (- 345)、青谷B地区 (- 1103)、奥崎C地区 (- 1104)、早牛B地区 (- 1105)、青谷C地区 (- 1106)、下露谷B地区 (- 1107)、鳴滝地区 (- 1108)、八葉寺C地区 (- 1109)、澄水B地区 (- 1110)、善田地区 (- 1260)、奥崎D地区 (- 1261)、上露谷地区 (- 1262)、小畑D地区 (- 1263)、中町地区 (- 人工8)、井出地区 (- 人工9)、長和瀬地区 (- 人工10)、長和瀬C地区 (- 2239)、長和瀬D地区 (- 2240)、井出A地区 (- 2241)、井出B地区 (- 2242)、青谷D地区 (- 2243)、吉川B地区 (- 2244)、吉川C地区 (- 2245)、亀尻B地区 (- 2246)、亀尻C地区 (- 2247)、北河原B地区 (- 2248)、亀尻D地区 (- 2249)、鳴滝B地区 (- 2250)、鳴滝C地区 (- 2251)、田原谷B地区 (- 2252)、田原谷C地区 (- 2253)、紙屋D地区 (- 2254)、澄水C地区 (- 2255)、澄水D地区 (- 2256)、絹見A地区 (- 2257)、絹見B地区 (- 2258)、山田C地区 (- 2259)、東町B地区 (- 2260)、亀尻E地区 (- 2261)、下露谷C地区 (- 2262)、下露谷D地区 (- 2263)、下露谷E地区 (- 2264)、上露谷B地区 (- 2265)、上露谷C地区 (- 2266)、上露谷D地区 (- 2267)、養郷B地区 (- 2268)、大坪B地区 (- 2269)、蔵内C地区 (- 2270)、早牛B地区 (- 2271)、山根D地区 (- 2272)、山根E地区 (- 2273)、小畑G地区 (- 2274)、小畑E地区 (- 2275)、小畑F地区 (- 2276)、赤尾谷B地区 (- 2277)、長和瀬E地区 (- 4194)、井出C地区 (- 4195)、吉川D地区 (- 4196)、善田B地区 (- 4197)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取地方県土整備局並びに鳥取市青谷町総合支所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第946号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

湯梨浜町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

梨木谷川(- 2 - 20 - 19 - 1)、佐美川(- 2 - 20 - 19 - 2)、下佐美谷川(- 2 - 20 - 19 - 3)、東宮内谷川(- 2 - 20 - 19 - 5)、藤津東谷川(- 2 - 20 - 19 - 6)、奥藤津谷川(- 2 - 20 - 19 - 7)、奥条川(- 2 - 20 - 19 - 8)、方地右谷川(- 2 - 20 - 19 - 11)、白石左谷川(- 2 - 20 - 19 - 13)、白石右谷川(- 2 - 20 - 19 - 14)、久見谷川(- 2 - 20 - 19 - 15)、川上川(- 2 - 20 - 19 - 17)、北方面谷川(- 2 - 20 - 19 - 18)、中方面谷川(- 2 - 20 - 19 - 19)、南別所谷川(- 2 - 20 - 19 - 20)、別所谷川(- 2 - 20 - 19 - 21)、北別所谷川(- 2 - 20 - 19 - 22)、小鹿谷川(- 2 - 20 - 19 - 23)、引地東谷川(- 2 - 20 - 19 - 24)、引地西谷川(- 2 - 20 - 19 - 25)、本谷川(- 2 - 20 - 19 - 26)、下羽衣石谷川(- 2 - 20 - 19 - 27)、的場谷川(- 2 - 20 - 19 - 28)、埴見川(- 2 - 20 - 19 - 29)、福永川(- 2 - 20 - 19 - 30)、北佐美谷川(- 2 - 20 - 19 - 31)、佐美北下谷川(- 2 - 20 - 19 - 32)、佐美中谷川(- 2 - 20 - 19 - 33)、埴見下谷川(- 2 - 20 - 19 - 34)、引地中谷川(- 2 - 20 - 19 - 35)、別所奥谷川(- 2 - 20 - 19 - 36)、麻畑西谷川(- 2 - 20 - 19 - 37)、北方地谷川(- 2 - 20 - 19 - 2)、景宗寺川(- 2 - 20 - 19 - 3)、羽衣石川(- 2 - 20 - 19 - 4)、左羽衣石谷川(- 2 - 20 - 19 - 5)、右羽衣石谷川(- 2 - 20 - 19 - 6)、左藤津谷川(- 2 - 20 - 19 - 7)、方地左谷川(- 2 - 20 - 19 - 8)、麻畑屋敷谷川(- 2 - 20 - 19 - 9)、白石西谷川(- 2 - 20 - 19 - 10)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

湯梨浜町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

北福地区(- 703)、福永地区(- 704)、方地1地区(- 705)、方地2地区(- 706)、藤津1地区(- 707)、宮内地区(- 708)、松崎1地区(- 709)、松崎2地区(- 710)、久見地区(- 711)、川上地区(- 712)、方面地区(- 713)、別所地区(- 714)、引地地区(- 715)、野花1地区(- 716)、野花2地区(- 717)、長和田地区(- 718)、羽衣石地区(- 719)、門田地区(- 720)、佐美1地区(- 721)、長江地区(- 722)、佐美2地区(- 1148)、藤津2地区(- 1156)、長江2地区(- 1381)、門田2地区(- 1382)、埴見地区(- 1383)、埴見2地区(- 1384)、埴見3地区(-

1385)、埴見4地区(- 1386)、方面2地区(- 1387)、川上2地区(- 1388)、川上3地区(- 1389)、白石地区(- 1390)、門田3地区(- 2651)、佐美3地区(- 2652)、長和田2地区(- 2653)、長和田3地区(- 2654)、長和田4地区(- 2655)、羽衣石2地区(- 2656)、羽衣石3地区(- 2657)、羽衣石4地区(- 2658)、羽衣石5地区(- 2659)、羽衣石6地区(- 2660)、引地2地区(- 2661)、引地3地区(- 2662)、別所2地区(- 2663)、川上4地区(- 2664)、久見2地区(- 2665)、中興寺地区(- 2666)、松崎3地区(- 2667)、松崎4地区(- 2668)、藤津3地区(- 2669)、方地3地区(- 2670)、北福2地区(- 2671)、漆原地区(- 2672)、漆原2地区(- 2673)、白石2地区(- 2674)、宮内2地区(- 2675)、藤津4地区(- 4241)、方地4地区(- 4242)、方地5地区(- 4243)、川上5地区(- 4244)、川上6地区(- 4245)、川上7地区(- 4246)、川上8地区(- 4247)、川上9地区(- 4248)、方面3地区(- 4249)、門田4地区(- 4250)、羽衣石7地区(- 4251)、羽衣石8地区(- 4252)、羽衣石9地区(- 4253)、羽衣石10地区(- 4254)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第91号)第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立福祉人材研修センター	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 会長 内海 敏 鳥取市伏野1729 - 5	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで
鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園	社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 西原 昌彦 鳥取市立川町六丁目176	"
鳥取県立障害者体育センター	"	"
鳥取県立皆生尚寿苑	"	"
鳥取県立福原荘	社会福祉法人宏平会 理事長 富田 昌宏 西伯郡伯耆町久古1109 - 2	"
鳥取県立鳥取砂丘こどもの国	財団法人鳥取県観光事業団 理事長 岡森 裕 西伯郡南部町鶴田110	"

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立布勢総合運動公園	財団法人鳥取県体育協会 会長 田淵 康允 鳥取市布勢146 - 1	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで
鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）	財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体 代表者 財団法人鳥取県観光事業団 理事長 岡森 裕 西伯郡南部町鶴田110 株式会社チュウブ 代表取締役社長 大田 英二 東伯郡琴浦町逢束1061 - 6	”
鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る。）	財団法人鳥取県観光事業団 理事長 岡森 裕 西伯郡南部町鶴田110	”
鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館	”	”
鳥取県立大山駐車場	大山町観光協会 会長 大館 禪雄 西伯郡大山町大山40 - 33	”

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 購入物品の名称及び数量

ウイルス対策ソフトのライセンス 一式

(2) 購入物品等の仕様

品 名	品質 (規格)	数量
トレンドマイクロ社製 LEISec ウイルスパスターCorp アドバンス ガバメント	更新	4,800
トレンドマイクロ社製 LEISec InterScan Domino 共通 ガバメント	更新	5,000

いずれもガバメントRランクを適用

(3) 納入期限

平成18年2月28日(火)

(4) 納入場所

鳥取県総務部行政経営推進課

(5) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうち電気通信機器類(電気通信機器に係るものに限る。)に係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年1月24日(火)午後4時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であること。

(4) 平成17年12月26日(月)から平成18年2月15日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課

電話 0857-26-7614

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書の交付方法

平成17年12月26日(月)から平成18年2月1日(水)までの日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後4時までの間に(1)の場所で交付する。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年2月15日(水)午後2時

鳥取県庁第1会議室（鳥取県庁本庁舎地階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年2月8日（水）午後4時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

